

データ駆動型材料設計技術利用推進コンソーシアム 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、データ駆動型材料設計技術利用推進コンソーシアムの運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

制定 令和 3 年 8 月 4 日

改定 令和 3 年 12 月 10 日

改定 令和 4 年 8 月 5 日

(設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)材料・化学領域に、データ駆動型材料設計技術利用推進コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、超先端材料超高速開発基盤技術プロジェクト(以下「超超プロジェクト」という。)で開発した材料設計プラットフォーム(以下「MDPF」という。)に整備したデータプラットフォーム(以下「DPF」という。)、シミュレータ、プロセス・計測基盤を活用し、産業界のニーズに基づいた確度の高いデータ駆動型材料開発を加速することにより、我が国の産業競争力を強化することを目的とする。

(事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 データ駆動型材料開発に関するセミナー及び技術交流会による最新情報の提供
- 二 データ駆動型材料開発における個別課題に対応した技術コンサルティングの窓口及び共同研究のマッチング
- 三 MDPF に整備された DPF 利用サービスの提供と、チュートリアルによる実習及び人材育成
- 四 外部データベースのワンストップ利用サービスの提供
- 五 超超プロジェクトの成果発信と MDPF の認知向上・普及啓発に向けた情報発信・共有
- 六 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員種別)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、第6条第1項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 一般 A 会員は、セミナー、技術交流会などに参加できることに加えて、産総研に設置される MDPF 中の DPF の利用及び外部データベースのワンストップ利用を行うことができる法人とする。
- 二 一般 B 会員は、セミナー、技術交流会など最新の情報収集・交換を主たる目的とする法人とする。
- 三 特別会員は、幹事会において入会が承認された大学、公的機関の個人及び団体とし、データ等の提供による DPF の更新などでコンソーシアム活動に貢献するとともに、セミナー、技術交流会などでの最新の情報収集・交換や、DPF の利用及び外部データベースのワンストップ利用などを一般 A 会員と同様に行うことができる。
- 四 連携会員は、会長からの推薦をもとに幹事会において承認された大学、公的機関の個人及び団体とし、本コンソーシアムと連携すると同時に、セミナー、技術交流会などでの最新の情報収集・交換などを一般 B 会員と同様に行うことができる。

(年会費)

第5条 会員は、総会において別に定める年会費(以下「会費」という。)を納入しなければならない。

(会員の入退会等)

第6条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、第8条に定める会長(以下「会長」という。)あてに提出し、第9条に規定する幹事会(以下「幹事会」という。)で承認を得なければならない。

- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。年度途中で一般 B 会員から一般 A 会員への変更があった場合、会費の差額を支払わなければならない。年度途中で一般 A 会員から一般 B 会員への変更があった場合、会費の差額は返還されない。
- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した会費は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、幹事会の決議を経て、これを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき
 - 三 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 四 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき
 - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき

(会員の権利・義務)

第7条 会員は、本事業に参加する権利を有するほか、第11条に定める総会（以下「総会」という。）に参加し、議決権を行使する権利を有する。

2 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程等並びに幹事会及び総会の議決を遵守する義務を負う。

（役員）

第8条 本コンソーシアムに、役員として、会長 1 名、副会長 1 名、幹事若干名及び監事 1 名を置く。

2 会長は、産総研材料・化学領域長とし、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。

3 副会長 1 名は、会長が指名し、会長を補佐する。

4 幹事は、総会において選出される。

5 役員任期は、選任された年度を含む 3 会計年度までとし、再任は妨げない。

6 監事は、会長が一般 A 会員から 1 名を選出し、総会が承認した者とし、本コンソーシアムの会計監査を行う。

（幹事会）

第9条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成され、本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を審議し、決議する。

2 幹事会の長は、会長とし、会務を総理する。

3 幹事会は、会長の要求により開催するものとし、第1項の事項を審議し、決議を行う。なお、会長が必要と認めるときは、書面審議により代えることができる。

4 幹事会は、必要と認める時は、総会に議案を提出することができる。

（事務局）

第10条 産総研材料・化学領域に本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

2 事務局は、次の各号の業務を行う。

一 会員及び入会希望者の照会及び入退会業務

二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務

三 本コンソーシアムの会員及び関連機関との連絡調整業務

四 本コンソーシアムの出納管理業務

五 本事業の実施に係る業務

六 総会及び幹事会の円滑な運営に係わる業務

七 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

（総会）

第11条 会長は、次の各号に定める事項を決議するため、総会を開催し、その議長を務める。

- 一 事業計画及び運営費に係る収支予算
 - 二 事業報告及び運営費に係る収支決算
 - 三 幹事の指名承認
 - 四 本コンソーシアムの設置期間の延長
 - 五 その他、運営に関する重要事項
- 2 総会の議案は、出席会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要と認める時は、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第12条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

- 第13条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てる。
- 2 本コンソーシアムの会費は、幹事会の審議を経て、総会の決議により改定することができる。

(予算及び決算)

- 第14条 事務局は、当該会計年度の予算案を作成し、幹事会の審議及び決議を経て、総会で決議する。
- 2 事務局は、当該会計年度の収入及び支出並びに経理状況について、監事の会計監査を受ける。
- 3 事務局は、監事の会計監査を受けたのち、幹事会に報告し、総会で承認を得なければならない。

(秘密保持契約)

- 第15条 事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。
- 2 会員は、本コンソーシアムの事業において秘密として特定する情報を開示しようとする場合は、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約を締結する。

(知的財産権の取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはな

らない。

- 2 DPF の利用に基づいて会員が発明等を為した場合の取扱いについては、別途 AIST Materials Gate データプラットフォーム利用規約(以下「DPF 利用規約」)に定めるところによる。
- 3 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに幹事会に通知するものとし、その取扱いを協議により決定する。
- 4 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めるところによる。

(DPF 利用規約及びデータ等の取扱い)

第17条 DPF の利用及びデータ等の取扱いについては、別途 DPF 利用規約に定めるところによる。

(解散)

第18条 本コンソーシアムの解散は、幹事会の決議に基づき、総会の議決をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第19条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第20条 本コンソーシアムの設置期間は、2025 年 3 月 31 日までとする。ただし、総会において事業継続の意志が表明された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第21条 本会則に定めのない事項については、関係者及び幹事会の協議をもって、円満にこれを解決するものとする。

附 則

- 1 この会則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本コンソーシアムの設立当初の幹事は第8条第4項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ユニカミノルタ株式会社

日鉄ケミカル&マテリアル株式会社

- 3 設立年度の会費については、第 4 条、第 5 条の規定にかかわらず以下のとおりとする。

一般A会員 1,000,000 円

一般B会員 300,000 円

特別会員 0 円

ただし、先端素材高速開発技術研究組合(ADMAT)に参画していた企業が一般A会員として入会する場合には、年会費を 300,000 円 とする。